

議員の皆様におかれましては、本日、まん延防止等重点措置の適用に伴う対策の実施等に向けた議案審議のため、4月臨時府議会を招集させていただきましたところ、御多忙の中御参集を賜り、誠にありがとうございます。

昨年1月に府内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されて以来、府域においても2度にわたり、緊急事態宣言が発出されました。この間、府民の皆様、事業者の皆様には、外出自粛要請や感染防止対策などに御協力いただき、心より厚く御礼申し上げますとともに、医療現場の最前線で御奮闘いただいております医療従事者の皆様に改めて深く感謝を申し上げます。

京都府におきましては、4月1日に新規陽性者数の7日間移動平均が30人を超え、厳重警戒期に到達したことなどをを受けて、4月5日から、感染拡大地域への往来を極力控えることや京都市及び山城・乙訓地域の飲食店等に対する営業時間の短縮等を再度お願いしたところであります。

しかしながら、今回の感染拡大のペースはこれまでと比較して明らかに早く、先にまん延防止等重点措置が適用された大阪府や兵庫県においては、連日、緊急事態宣言発出時を上回る感染者数が報告されております。

京都府においても、4月8日には新規陽性者数の7日間移動平均が63.9人となるなど、感染が急拡大している状況を踏まえ、国に対してまん延防止等重点

措置を実施すべき区域に京都府を加えるよう要請し、4月12日から適用されることとなりました。

これを受け、府内全域において5月5日までの間、不要不急の外出の自粛やイベントの開催制限等の対策を講じるとともに、京都市内における飲食店等への営業時間短縮の要請をそれまでの午後9時までから午後8時までとさせていただきます。府民の皆様、事業者の皆様には、引き続き、御負担をおかけすることとなりますが、御理解・御協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、このままの感染状況が続けば、医療現場への負荷が増えて、救える命も救えなくなります。そういう事態を避けることが、今、最も重要であり、府議会の皆様、府民の皆様とともに、更なる感染防止対策に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、今回提案させていただいております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第1号議案令和3年度一般会計補正予算につきましては、まん延防止等重点措置の適用を受け、飲食店等に対する営業時間短縮要請の期間を5月5日まで延長すること等に伴い、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を増額するとともに、措置区域である京都市と連携した飲食店等への見回りの実施に係る経費が必要になることから、161億円の増額補正を行おうとするものであります。

次に、第2号議案は、損害賠償請求事件に係る訴えの提起につきまして、議

会の議決を得ようとするものであります。

また、第3号議案から第5号議案までの3件は、いずれも専決処分の案件でありまして、第3号議案は、府債の最終的な発行見通しを得たことに伴う令和2年度一般会計予算の補正につきまして、第4号議案は、4月5日から21日までの間の飲食店等に対する営業時間短縮の再要請等に伴う令和3年度一般会計予算の補正につきまして、第5号議案は、地方税法等の一部改正に伴う府税条例の一部改正につきまして、いずれも議会を招集する時間的余裕がないことから、やむを得ず専決処分をしたものであります。

御議決いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。